

#### 第 1 条 (会員規約の適応範囲)

本規約は、豊通ファイティングイーグルス株式会社(以下「当社」といいます)が、管理・運営するファンクラブ「FE club」(以下「当クラブ」といいます)に関し、ファンクラブ会員(以下「会員」といいます)に適応されるものとします。

#### 第 2 条 (会員規約の範囲)

1. 本規約は、当クラブが提供する会員特典およびサービスを利用できる会員に対するものです。入会手続きが完了した時点より、本規約を守る必要があります。
2. 当社が判断する適切な方法にて提示される諸規定も、本規約の一部を構成するものとします。本規約と、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規定の定めが優先して適応されるものとします。

#### 第 3 条 (会員規約及びサービスの変更)

当社は、本規約および当クラブが会員に提供する各種特典及びサービス(以下【サービス】という)の内容を随時変更・追加・削除等することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。変更後の会員規約は、当社が判断する適切な方法にてご案内し、その効力は通知完了時点から有効とします。

#### 第 4 条 (当クラブからの通知と同意)

1. 当クラブの事項に関する当社から会員に対する通知は、別途定めがある場合を除き、当社が判断する適切な方法にてご案内することとし、その効力は通知完了時点から有効とします。
2. 当クラブからのメール配信は、会員が登録又は変更をしたメールアドレスに配信し、未登録又は誤登録による不達、プロバイダ都合(携帯電話会社を含む)によるメール不達などについて、当クラブは一切の責任を負いません。

#### 第 5 条 (会員資格)

1. 会員とは、入会申込時に本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込を行い、所定の年会費を納入し、当社が入会を認めた日本国内に在住の方とします。
2. 入会申込者が申込みを行う時点で高校生以下の場合は、入会申込に関し、保護者の同意が必要となります。
3. 入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。

#### 第 6 条 (入会の承認及び取消)

入会申込者は、当社による会員証の発行を以て入会承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。ただし、当該承認後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、当該会員の申込および登録を取り消すことができるものとし、年会費は返金致しません。

1. 登録内容に虚偽の記載・誤記・記入漏れ等がある場合
2. 入会申込者が実在しない場合
3. 本人の承諾なくして他人が入会申込をした場合
4. 会費未納の場合
5. 当クラブを通じて入手した全てのデータを、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版等のために利用した場合
6. 当クラブを利用して、営利目的の活動を行った場合
7. 第三者を誹謗中傷する、迷惑行為を行う等、会員資格の資質を問われ除名された場合

8. 犯罪と思われることや犯罪に結びつくことに使用した場合
9. 宗教活動、政治活動、反社会的運動などに利用した場合
10. 当クラブの運営を妨害する行為を行った場合
11. 過去に当クラブより会員資格を取り消された実績がある場合
12. 本規約に違反した場合
13. その他、会員として不適切であると当社が認める場合

#### 第 7 条 (会員の種別)

会員は以下の種別のとおりとします。

1. ゴールド会員
2. シルバー会員
3. レギュラー会員
4. ユース会員

#### 第 8 条 (有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、入会申込者が会員証を受領したときから 2020 年 6 月 30 日までとします。
2. 有効期間途中での退会の場合でも、入会費は返金されません。

#### 第 9 条 (会員資格の更新)

会員は当社が指定した期間内において更新手続きを行うことにより、前条の有効期間を更新することができます。

#### 第 10 条(会員証)

1. 当社が第 5 条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、会員証を発行し、これを会員に提供します。
2. 会員証は、その裏面に会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員によるサービスの利用に際して必ず提示するものとします。提示がない場合、サービスを受ける事ができません。
3. 会員は、会員証紛失、盗難等の場合、直ぐに第 23 条記載の「豊通ファイティングイーグルス名古屋事務局」宛に連絡するものとします。会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望する場合、別途定める再発行手数料を当該希望者にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行いたします。ただし、この場合の会員番号は当該再発行前の会員番号と異なる場合があります。

#### 第 11 条 (会員の権利)

会員には、当クラブの資産等についての権利・請求権は一切ありません。

#### 第 12 条 (譲渡等の禁止)

会員は、会員証、会員番号及び本規約に基づく当クラブの会員としての地位・ポイントを、家族を含む第三者に対しても、譲渡、貸与、売買、使用許諾、名義変更、担保に供与することはできないものとします。

#### 第 13 条 (会員情報の変更)

1. 会員は、入会申込時に当社に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を当社所定の方法により、「豊通ファイティングイーグルス名古屋事務局」宛に届け出ることとします。
2. 当社への変更届内容、住所変更に対する郵便局への変更届等に関する責任は全て会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報・送付物等の不到達、その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。

3. 2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社ではその原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。

#### 第14条（自己責任の原則）

1. 会員は、サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社にたいしていかなる損害も与えないものとします。
2. サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合や会員と第三者間の間で紛争を生じた場合等、当該会員は事故の責任と費用をもって解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、当社主催のサービスおよび当社以外の第三者が会員に対して提供するサービスの利用により発生した会員の損害一切に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

#### 第15条（退会および強制退会）

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより当クラブを退会することができます。会員が退会手続きを行ったときは、手続き完了とともに会員としての諸権利を失うものとします。
2. 会員が本規約に違反した場合や当社が必要と判断した場合は、当該会員に事前に通知することなく、その会員を強制退会させることができるものとします。

#### 第16条（会員資格の喪失）

会員は以下の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。

1. 入会申込が取り消された場合
2. 電話・Eメール、郵便により会員と連絡を取ることができない場合
3. 第15条に基づいて退会した場合
4. 第6条に基づいて申込が取り消し又は登録が抹消された場合
5. 会員が死亡した場合

#### 第17条（年会費等の諸費用）

1. 第8条の有効期間に対応する本会の年会費は、別途定めるものとし、会員は、定められた年会費を支払うものとします。  
また、年会費の支払いに必要な振込手数料その他費用は、原則 会員の負担とします。
2. 会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
3. 年会費以外の料金支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定め、会員に対して明示します。
4. 当社は、理由の如何に問わず、年会費を会員に対して返却致しません。

#### 第18条（当クラブの終了）

当クラブは、会員資格の有効期間中といえども、予告なく当クラブを終了することがあります。尚、有効期間中での終了であっても、納入済みの年会費は返却致しません。

#### 第19条（会員情報の取得及び利用）

当社は、会員の個人情報(氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、Eメールアドレス、年会費決済に必要な情報、本サービスの利用履歴等の会員に関する情報を指し、以下総称して「会員情報」といいます)を取得し、次の各号の目的で利用するものとし、会員はこれを承認するものとします。

1. 当クラブにおける特典商品を発送すること
2. 当社の商品、サービス、に関するお知らせをEメールや郵便等にて当社の業務委託先より送付すること
3. 会員にとって有益であると当社が判断する情報を当社及び当社の業務委託先より送付すること

4. 当社が会員を特定することができない形式により対外統計資料として提示すること

#### 第20条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、法令に基づく場合その他「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が本クラブに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとする。
2. 当社における会員情報の取り扱い及び保護については、当社が別途定めるプライバシーポリシー及び「個人情報の保護に関する法律」その他法令を順守するものとします。

#### 第21条(準拠法)

本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本法が適応されるものとします。

#### 第22条(管轄裁判所)

会員と当クラブとの間で紛争が生じた場合、当該当事者がともに誠意を持って協議するものとします。協議しても解決せず訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第23条(問合せ先)

本規約についてのお問い合わせ、又は規約に基づく通知は、次の宛先へ行うものとします。

「豊通ファイティングイーグルス名古屋 FE club 事務局」  
〒450-8575 名古屋市中村区名駅 4-9-8 センチュリー豊田ビル  
TEL: 052-584-3300 (月～金 09:00～17:45)  
ホームページ：http://fightingeagles.jp  
メールアドレス：feclub@fightingeagles.jp

附則：本規約は、2019年7月1日より施行します。

以上